

令和6年(ミ)第13号 会社更生事件

決 定

鹿児島県鹿児島市東千石町2番30号

更生会社 株式会社エヌシーガイドショップ

管財人 田 中 信一郎

主 文

更生会社に係る更生計画を認可する。

理 由

一件記録によれば、管財人が提出した更生会社に係る更生計画案が可決され、会社更生法199条2項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを認めることができる。

よって、同項の規定により更生計画認可の決定をすることとし、主文のとおり決定する。

令和7年12月12日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官

杜 下 弘



裁判官

丹 下 将



裁判官

黒 木 宏



これは謄本である。

令和 7 年 1 2 月 1 2 日

東京地方裁判所民事第 2 0 部

裁判所書記官 柴 山 卓 巳

